（参考資料）

特定街区の変更手続

（愛隣特定街区）

公告及び原案の縦覧

縦覧期間

令和７年７月30日(水)

～

令和７年８月13日(水)

都市計画の原案の作成

公述申出書の提出期限

令和７年８月13日(水)

公　聴　会

公聴会

令和７年８月25日(月)

都市計画の案の作成

公告及び案の縦覧

意見書の提出

知事との協議

大阪市都市計画審議会

告　示

* 特定街区

　特定街区は、市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その街区内における建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定める街区であり、その指定によって良好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、併せて有効な空地を確保すること等により都市機能に適応した適正な街区を形成し、もって市街地の整備改善を図ることを目的として、土地所有者等の同意のもとに定めることができるものである。

　本市では、これまで、法円坂北・天満橋・愛隣・伝法・堂島西・安土町２丁目・京橋３丁目・豊崎三丁目・島之内一丁目・堂島二丁目・高麗橋一丁目の計11地区の特定街区を決定している。